学生用

博士課程教育リーディングプログラム 奨励金制度について

【グリーンアジア国際戦略プログラム用】

2014.08.29 [第4版]

1. 奨励金とは

奨励金は、本学の博士課程教育リーディングプログラム【グリーンアジア国際戦略プログラム】を履修する学生として選考された者(以下「プログラム学生」という。)に対して、学業及び研究に専念するために支給する、給付型の支援経費です。

2. 奨励金を受給するには

プログラム学生には、<u>奨励金の受給の有無にかかわらず</u>、別に定める「博士課程 教育リーディングプログラム奨励金受給調書」を作成のうえ、事務担当部署に提出 する必要があります。

なお、奨励金を受給するにあたっては、下記のような受給要件がありますので、 ご注意願います。

- (1) プログラム学生として1年間継続的にプログラムを履修すること。
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員(DC)として採用されていない こと。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与を受けていないこと。
- (4) 国費留学生として日本政府(文部科学省) 奨学金を受給していないこと。
- (5) 留学生として独立行政法人日本学生支援機構の学習奨励費又は母国の奨学金を受給していないこと。
- (6) その他給付型又は貸与型の経費を受給していないこと。ただし、授業料援助 を目的とする奨学金等として本学が認めたものを除く。
- (7) 奨励金の受給期間中に就労により報酬を受給しないこと。ただし、次に掲げる職に従事することが本プログラムの実施又は教育研究上必要不可欠なものとしてプログラム責任者が認めた場合を除く。(週当たり総時間数5時間の範囲内を限度とする。)
- 本学におけるティーチング・アシスタント又はリサーチ・アシスタント
- ・本学の病院又は先端医療イノベーションセンターにおける医員等(九州大学 医員等規程(平成16年度九大規程第147号)に基づくものに限る。)
- ・大学等高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)における非常勤講師

奨励金の受給が決定された者(以下「奨励金受給学生」という。)は、奨学金等を 受給している場合又は受給を予定している場合、直ちに当該奨学金等の辞退手続を 取り、奨励金初回支給日までに辞退手続を終えてください。

また、アルバイト等を行っている場合も、同様に奨励金初回支給日までに辞職手 続きを終えてください。

注 意

<u>奨励金を受給するためには、毎年度「博士課程教育リーディングプログラム奨励</u> 金受給調書」を作成のうえ、事務担当部署に提出する必要があります。

奨励金受給学生も、継続して奨励金を受給するためには、必ず提出ください。

3. 奨励金受給までの流れ

奨励金受給までの流れは、次のとおりです。

- (1) プログラム学生として選考。
- (2) 「博士課程教育リーディングプログラム奨励金受給調書」を作成し、事務担当部署に提出。
- (3) 奨励金受給学生の選考。
- (4) 奨励金受給学生として選考された者は、別に定める「誓約書」及び「相手先登録依頼書(個人用)」を作成(口座名義確認として通帳の写し(見開き第1ページ目)を添付)のうえ、事務担当部署に提出。
- (5) 奨励金受給学生の氏名をホームページで公表。
- (6) 奨励金受給学生に対して奨励金を支給(※原則として毎月21日)

4. 奨励金の支給額及び支給日

月 額: 180,000円~200,000円 【グリーンアシア国際戦略プログラム】

支給日:原則として毎月21日(その日が日曜日又は土曜日若しくは国民の祝日 に関する法律に規定する休日にあたるときは、当該日の直前の休日でな い日。)

5. 奨励金の支給停止・取消し

奨励金受給学生が、奨励金受給期間中に、休学、退学、除籍、懲戒処分などを受けた場合や、アルバイトにより報酬を受けた場合は、奨励金の支給を停止又は取り消しされます。

また、奨励金受給学生が、インターンシップにより、派遣先から報酬又は日当を 受給する場合は、当該奨励金受給学生の奨励金の月額よりそれらの受給額を差し引 いた額を奨励金として支給することとなります。

6. 奨励金の返還

上記5により、奨励金の支給が停止又は取り消された奨励金受給学生に対して。 当該事実に基づき、奨励金の返還を請求する場合があります。

7. 奨励金に対する課税等

奨励金は、雑所得として課税対象の扱いとなり、<u>奨励金受給学生自らが確定申告を行う必要があり、</u>1年間(1月1日~12月31日)に受けた奨励金の金額から、授業料などの研究に要した費用を必要経費として控除した残額が課税対象額となります。確定申告を行うために、収支状況の記録作成や、領収書等の証拠書類を保存してください。

また、課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納税する必要があります。(外国人留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約等により、税金の取扱いが異なる場合があります。)

納税後は、<u>納税したことが確認できる書類の写しを、事務担当部署に必ず提出</u>してください。

また、奨励金の受給額によっては、国民健康保険料、国民年金保険料についても、 支払いが必要になる場合があります。

【実際の確定申告】

税務署で確定申告する際は、所得の種類に関わらず使用できる「所得税の確定申告書B」を利用することをお勧めします。

基本的に、所得金額が20万円を超えた場合(市町村の住民税は、所得金額が35万円を超えた場合)に納税義務が発生します。

(手続きの流れ)

- ①税務署に「所得税の確定申告書日」により確定申告
- ②納税に関する確認書類として、「所得税の申告内容確認票B第1表」と「所得税の申告内容確認票B第2表」の写し、所得状況により所得税の納税義務がある場合は、「領収証書」(金融機関等の領収日付印が押印されているもの)の写し
- ③所得状況により住民税の納税義務がある場合は、居住する市区町村より送付される「納税通知書」の写し、「領収証書」(金融機関等の領収日付印が押印されているもの)の写し

8. その他

【国民健康保険】

奨励金受給学生が被扶養者として、家族の健康保険、船員保険、共済組合に加入している場合で、奨励金の受給により、年額130万円以上の恒常的収入を得ることとなったときは、家族の健康保険等の被扶養者から外れることとなり、学生本人が国民健康保険に加入する必要が生じます。

なお、国民健康保険料については、自治体によって金額が異なりますので、お 住まいの市(区)役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口にお尋ねください

【国民年金保険料】

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」により、学生本人の収入が一定以下の場合は支払いが猶予されます。

奨励金を受給することにより、「学生納付特例制度」による猶予を受けられなくなったときは、国民年金保険料の納入義務が発生します。

※ 本人の収入が一定以下

118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

「学生納付特例制度」など具体的な国民年金保険の手続きについては、お住まいの市(区)役所又は町村役場の国民年金担当窓口にお尋ねください。

奨励金に関する Q&A

- Q1. 現在アルバイトを行っているが、奨励金の受給申請は可能か?
- A1、申請は可能ですが、奨励金の受給が決定した場合は、直ちに当該アルバイト の辞職手続きを行い、奨励金初回支給日までに辞職手続きを終える必要があり ます。
- Q2、大学のTAやRAとして従事することは可能か?
- A2. 奨励金受給学生は、あらかじめ許可を得て、適当たり総時間数5時間の範囲内でTAやRAとして従事し、報酬を受けるができます。

奨励金を受給していないプログラム学生は、週当たりの総時間数の制限なく。 TAやRAとして従事し、報酬を受けることが可能です。

- Q3. TAやRA以外で従事できるものはあるか?
- A3. TA、RA以外では、あらかじめ許可を得て、本学の病院又は先端医療イノベーションセンターにおける医員等(九州大学医員等規程(平成16年度九大規程第147号)に基づくものに限る。) や、他の大学等高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)における非常勤講師としての従事が可能です。

これらの職に従事する場合は、適当たり総時間数5時間の範囲内での従事と なりますのでご注意ください。

なお、専修学校(専門学校等)での非常勤講師としての従事は認められませんので、ご注意ください。

- Q4. 1年次は奨励金の受給申請を行わず、2年次以降の奨励金の受給申請はできるのか?
- A4. 可能です。なお、2年次以降の選考については、授業科目の履修状況及び試験の成績、学習態度など多面的に評価のうえ、選考されます。
- Q5. 日本学術振興会の特別研究員(DC)に応募することはできるのか?
 - A5. 可能です。ただし、特別研究員(DC)に採用された場合は、奨励金の重複 受給はできません。
 - Q6. 奨励金はいつまで受給できるのか?
 - A6. 奨励金の受給申請は、年度ごとに行っていただきます。奨励金受給学生として選考された者に対して、支給の停止又は取り消しの事実が生じた場合を除き、 当該年度中は奨励金を支給します。

また、奨励金の支給期間は、特別な場合を除き、標準修業年限内に限ります。

- Q7、奨励金受給期間中に、留学等により休学した場合の取扱いはどうなるのか?
- A7. 休学期間中は、奨励金は支給されません。奨励金受給年度内に復学した場合は、所定の手続きを経て、奨励金の支給を再開します。

- Q8. 奨励金受給期間中に、インターンシップ先から報酬又は日当を受給しても問題ないか?
 - A8. インターンシップ先から報酬又は日当を受給した場合は、奨励金受給学生の本来の奨励金の月額より、それらの受給額を差し引いた額を奨励金として支給することとなります。
- Q9。他の競争的資金を受けて研究等を行うことは可能か?
 - A9. 他の競争的資金を受けて研究活動等を実施することが不可欠であるとプログラム責任者が特に認めた場合は、当該競争的資金に応募することが可能です。
- Q10. 授業料免除の申請は可能か?
- A10. 授業料免除の制度は,経済的理由により授業料の納付が困難で,かつ,学業 優秀と認められる学生を主に対象とし,申請に基づき選考の上,その学期(前 期又は後期)の授業料を免除するものです。

奨励金受給学生も、授業料免除の申請を行うことは可能です。

なお、次に該当する場合は、授業料免除の申請を行うことはできません。

- すでに授業料を納付している場合
- ・会社や官公庁・学校等に在職中の社会人学生で、勤務先等から「授業料相当額」が支給されている場合
- Q11、途中でプログラムの履修をやめることとした場合、奨励金の取扱いはどうなるのか?
 - A11、奨励金受給学生がプログラムの履修をやめることとなった場合、履修を継続 しない意向を表明した時点から奨励金の支給を停止する手続を開始します。